

定額減税調整給付金(不足額給付)申請書

富士宮市長 殿

富士宮市
受付印

私は【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

※ 本様式は、定額減税調整給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

本様式を提出いただいた後、支給要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に確認書を送付します。

給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【誓約・同意事項】 全ての項目を確認し、口にチェック(レ)をしてください。



以下の全ての項目について確認し、誓約・同意します。

- 1 以下の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。
市における審査の結果、支給要件に該当しなかった場合は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

〈支給要件〉

- ① 以下のいずれかの条件を満たすこと
- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超えるが、定額減税の支給対象とならなかった。
 - 事業専従者で、定額減税の対象とならなかった。
- ② 以下のいずれにも該当しないこと
- 令和6年度に実施された定額減税の対象であった。
 - 令和5年度、6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した世帯である。
 - 令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した。

- 2 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- 3 本申請に際し、必要に応じて関係書類の提出を行います。

申請者

氏 名	生年月日	現 住 所
(フリガナ)	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

【代理申請を行う場合】

代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人現住所
(フリガナ)		大正・昭和・平成	
		年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と定め、本申請書の提出を委任します。		申請者氏名	署名

裏面の【提出書類】を必ずご確認ください。

【提出書類】

(全員が提出するもの)

- ☐ 定額減税調整給付金(不足額給付)申請書 (本書類)
- ☐ 本人(代理人)確認書類の写し ※下表を確認してください。

----- 以下に該当する方は上記に加えて -----
次の書類を提出してください。

(事業専従者の方)

- ☐ 事業主の令和6年分確定申告書又は青色事業者に関する届出書の写し

(令和6年中に富士宮市に転入された方)

- ☐ 令和6年度個人住民税納税通知書の写し又は令和6年度個人住民税課税証明書

本人(代理人)確認書類について

運転免許証またはマイナンバーカードなど顔写真がある証明書の写し。顔写真がない証明書は2種類の写しが必要です。
※ 有効期限があるものについては、その期限内に限ります。

顔写真入り(1種類で良いもの)	
・マイナンバーカード	
・運転免許証	
・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行)	
・パスポート(顔写真ページ)	
・障害者手帳	
・在留カード	など

又は

顔写真なし(2種類必要なもの)	
・健康保険被保険者証	
・国民健康保険給付証明書・健康保険加入証明書	
・介護保険被保険者証	
・年金手帳	
・年金証書	など